

## 記録と随想 2：東日本に生きている僥倖——福島第一原発二号機は、いかにして格納容器爆発を免れたか（4月8日）

去る2016年3月13日にNHK1チャンネルで放映され、16日に再放映された「原発メルトダウン、危機の88時間」は、地震と津波に襲われた福島第一原発の「一、二号機中央制御室」と「免震塔」の内部で、所長吉田昌郎以下の技術者や操作作業員がどう対応したのか、を再現した、迫真の実録ドラマであった。

筆者はかねてより、市民常識にしたがい、この大事故について「なぜ、メルトダウンにいたってしまったのか」と問うよりも、「なぜ、格納容器の爆発（それともなう東日本の壊滅）という最悪事態は免れられたのか」と問うことのほうが重要で、問いが前者にのみ収斂するのは、一種の陥穽で危険、と主張してきた。ところが、このドラマは、後者の問いに、「まったくの僥倖（偶然）によって」と明快に答えている。

現場の技術者は、一、三号機は「ベント」（格納容器の弁を開け、放射能を含む蒸気を、清浄器をくぐらせたうえで、煙突から空中に放出し、格納容器の内圧を下げる操作）によって、メルトダウン（炉心の溶融—沈下）と（想定外の）建屋の水素爆発に止めていた。ところが、その間、（一、三号機では機能停止した）「非常用冷却装置」が奇蹟的にはたらいで、三日間持ちこたえていた二号機については、現場にいない首相官邸（原子力委員長・斑目春樹ら）と東電本社（社長清水孝雄ら）が、ベントよりも先にSR弁を開け、注水によって炉心を冷やすようにと指示した。

現場では、この指令にしたがい、ベント優先の方針から転じ、決死の作業員をふたり、二号機に派遣し、非常用バッテリーでSR弁を開けた。ところが、どういわけか、炉内の水位は上がらず、炉は「空だき」状態になる。それというの

も、発電所構内にあった消防車の燃料が切れ、エンジンが止まり、注水ができなくなっていたからだという。

二号機格納容器内の圧力は、高まる一方だった。この段階で吉田は、最悪の事態を予想する。二号機が爆発し、四号機に保管されている使用済み核燃料もメルトダウンし、南 10 km にある福島第二原発にも影響がおよび、大量の放射能が放出されて、東日本には人が住めなくなるにちがいない。吉田は「討ち死に」を覚悟し、「後は神様に祈るだけ」と心のなかでつぶやく。廊下に出て、仮眠をとっていた下請会社の社員を引き取らせる。当初、現場に詰めていた 6,400 人以上の技術者と操作作業員は、このとき 700 人余りに減っていた。

3月14日、官邸では枝野官房長官が国民向けに節電協力への謝辞を述べていたが、東電本社からは、二号機の「ドライウェルベント」（清浄機を経ない直接放出の「禁じ手」）が指示される。しかし、二号機中央制御室からは、「ドライウェルベントできません」「現在、二号機付近の放射能は 24 シーベルト（被爆すると 15 分で死ぬという値）」「圧力が上がりつづけています」「炉内は 750 キロパスカル」との報告。吉田は椅子から倒れ込み、「おれと死ぬのはどいつだ？」とつぶやく。

3月15日6時14分、爆発音が響く。二号機中央制御室からは、「サブチャン（格納容器の一部）の圧力ゼロ」との報告。「格納容器に『大穴』が開き、大量の放射能が漏れ出す」と予想した吉田は、最小限の人員を残し、全員が放射線量の低い場所に退避するように命ずる。万事休す。

ところが、その爆発音は、四号機建屋の水素爆発によるものだったらしい。後の推定では、二号機は奇しくも、つなぎ目から内圧が漏れて、格納容器の爆発は

免れた。いわば「自然ベント」が起きた。誰も「合理的に予測」せず、打った手が功を奏したのではなく、予想もしない僥倖に恵まれたのである。

吉田は、2年4カ月後、食道癌で、58年の生涯を閉じる。病床で、「そういうなにか微妙なところで、天の助けがないとね、もっと酷いことになっていたらう」と語ったという。

---

さて、わたしたちは、この実録ドラマを、どう受け止めればよいか。その「意味」をどう解すべきか。

危機は、吉田初め、(錯綜する情報の聞き落としなど、いくつかのミスはあったにせよ)平均以上の優れた技術者による必死の「合理的」対策をつぎつぎに出し抜いて深刻化し、一号機から三号機をへて二号機へと、順次、メルトダウンと(想定外の)建屋水素爆発を重ねながら、「格納容器」爆発による東日本の破滅へと刻一刻近づいていた。しかし、その連鎖が、「合理的」には「万策尽きて絶望」と観測された瞬間、思いがけない幸運によって、破局寸前で回避された。かりにこの僥倖がなかったとしたら、わたしたちはいま、東日本の地に住んではいられまい。ふたたび事故が起きたとき、同じように偶然がはたらいて破滅を免れる保障はない。

この出来事は、科学—技術の権能と、これを踏み越える人間の「傲り」(「科学迷信」)について、改めて反省し、5年前の衝撃を風化させないように、と促している。わたしたちは、この出来事に、「天」「神」とはいわずとも、人間の「傲り(ヒュブリス)」を戒める「諫止の声」を聴き分け、科学—技術を、本来の権能内

に制御する「知恵（ソーフロシュネー）」を学ぶべきではないか。

その趣旨で、「3・11 東日本大震災」の約一年後、そうした思いを込めて執筆した拙稿「ヴェーバーの科学論ほか再考——福島原発事故を契機に」（『名古屋大学社会学論集』33 [2012] 所収）を、編集—発行者の許諾をえて、ここに再録したい。ヴェーバーの（それまでには周知のこととばかり考えていたが、じつはそうではなかった）科学論から、①「科学知の限界の自覚にもとづく技術批判」という契機を取り出し、②（ヴェーバーが範疇としては区別していなかった）「通常技術」と（原発のような）「特異技術」、③（同じく）「急性の犠牲」と「慢性の犠牲」とを区別し、④ 脱原発に向け、自然科学と人文—社会科学とが連携する結節点を探り、翻って、⑤ ヴェーバー社会科学の方法につき、「殻 **Gehäuse**」を「檻 **cage**」と訳出する決定論的見地を斥け、⑥ いちはやく反公害—脱原発を唱えた自然科学者群像の先駆性を、「預言者」（との等価性）において捉え返し、⑦ これへの「共鳴盤」が形成される可能性を探った論考である。

つい最近（2016年1月）出版されたヴェーバー研究の専門書でも、ヴェーバー科学（権能）論の趣旨が必ずしも的確には把握されていないのが実情という印象を受け、この論文が、発行元（名古屋大学社会学研究室）の関係者以外にも、少し広い範囲で読んでいただけるように、ここへの再録を思い立った次第である。

[2016年3月31日記、4月8日転載許諾]

## ヴェーバーの科学論ほか再考——福島原発事故を契機に

### はじめに

私事にわたるが、筆者は現在（2012年5月）、76歳である。小学校四年生のとき、敗戦を迎え、科学技術者として戦後復興を担いたいと志したが、大学受験を前に、社会学とくにマックス・ヴェーバーを知り、文科に転じた。その後、ヴェーバー研究に没頭し、かれの学問を、わたしたち日本人の生活と文化に、どう普遍的に活かすか、という問題と取り組んで、今日にいたっている。とはいえ、研究室と書斎に閉じ籠もってひたすら論文を書いてきた、ともいいきれない。大状況から「ここがロードスだ、ここで跳べ」とばかりに、問題を突き付けられ、受けて立たざるをえなかったことも、なんどかある。まず1962-63年の「大学管理法反対闘争」、つぎに1968年以降の「全国学園闘争」、……、ひと昔まえには、羽入辰郎著『マックス・ヴェーバーの犯罪』（2002年、ミネルヴァ書房刊）をめぐる学界と論壇の昏迷、そしていま、昨年の東日本大震災にともなう福島原発事故である。

この大震災をめぐるのは、当初から若者が、取るものも取りあえず現地に駆けつけ、ボランティアとして汗を流す姿に、感動と希望を覚えている。他方、卒寿を過ぎた水田洋先生が、被災地を一巡して見舞われ、「近況報告」を送ってくださったのには、襟を正し、「自分もなにかしなければ」との思いに駆られた。社会学でも、地域や環境の分野では、阪神・淡路大震災後、中越地震後に続き、各地の惨状と復興の努力に寄り添うフィールド・ワークがなされ、成果も発表されている。筆者からいうのはたいへん僭越であるが、学生や院生で、まだ研究テーマが固まっていない諸君は、ぜひ現地に出掛け、自分の問題を見つけて、取り組んでいってほしい。

それにひきかえ、「この自分に何ができるか」と問うと、残されたヴェーバー関連の二著作に専念していて、原子炉や放射能のことにも、地域社会の現状にも疎い筆者に、「いったい何ができるか」との諦念が先に立つ。しかし、そうするなかで、今回もやはり、老生なりに、自分のヴェーバー研究のなかから問題との接点を見つけ、多少とも展開してみたい、と思い立った。以下は、そうした試論のノートである。本誌の読者として期待される教員諸氏に、一参考資料として、たとえば聴講者の関心と態度決定を促す教材の一端として、役立てていただければ幸いである。

### 1. 科学一般の権能、科学知の限界

ヴェーバーは、科学一般の権能を大別して、①与えられた目的にたいする手段の適合度の検証、②当の手段を採用したばあいに生じうる随伴結果（犠牲）の予測、③当の目的の意義にかんする知識の提供、に求めた。

少し立ち入って見ると、かれは、①について、「われわれは、（われわれの知識の、そのときどきの限界内で） いかなる手段が、考えられたある目的を達成するのに適しているか、それとも適していないか、一定の妥当性をもって確定することができる」<sup>1</sup>と述べている。

<sup>1</sup> Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre, 1922, 7. Aufl., 1988, J. C. B. Mohr Tübingen (以下、WLと略記): 149, 富永祐治・立野保男訳『社会科学と社会政策にかかわる認

この「われわれの知識の、そのときどきの限界」とは、自然科学者であれ、人文一、社会科学者であれ、研究の実態について反省すれば、誰しも認めざるをえないところであろう。およそ科学知には、いついかなるときにも、「ここまでしか分からない」という限界があり、その限界を越えては、未知の領域が広がっている。なるほど、科学者は、そのときどきの限界の確認にもとづき、未知の領域に、仮説を立てて挑戦する。その仮説を、しかるべき方法と規準に則って検証し（したがって、場合によっては仮説の誤りを認め）、既知の領域を広げていく。しかし、どこまで行っても、ちょうど「旅人にたいする地平線」のように、限界はそのつど後退し、捉え尽くせない未知の領域が残る。

ちなみに、二十世紀初頭、ハイデルベルクの「マックス・ヴェーバー・サークル」に属し、ヴェーバーを「われわれの時代における哲学者の化身」と見ていたカール・ヤスパースは、1920年にヴェーバーが死去すると、かれに代わって「哲学本来のはたらき」を蘇生させなければならぬと決意し、精神病理学から心理学をへて哲学に転じたという<sup>2</sup>。ヤスパースは、ヴェーバーの科学論を継承し、科学者を「限界状況 Grenz-situation」のなかで捉え、この限界を弁えず、(特定の観点と方法に制約された) 悟性知を「全体知 Totalwissen」と見誤り、「科学は万能」と信ずる傾きを、「科学迷信 Wissenschafts-aberglaube」と呼んで斥けている<sup>3</sup>。

## 2. 目的と結果との相互秤量

では、上記の権能②については、どうか。

ヴェーバーは、こう語っている。「もしも、ある、考えられた目的を達成する可能性が与えられているように見えるばあい、そのさい必要とされる [当の] 手段を [現実] に適用することが、あらゆる出来事のあらゆる連関をとおして、目論まれた目的のありうべき達成のほかに、いかなる [随伴] 結果をもたらすことになるかを、当然つねに、そのときどきにおけるわれわれの知識の限界内においてではあるが、確定することができる。そうすることで、われわれは、行為者を助けて、かれの行為の意欲された結果と、意欲されなかったこの [随

---

識の「客観性」』1998、岩波文庫：31（以下「客観性論文」。圏点は原著者、アンダーラインは引用者、以下同様）。

<sup>2</sup> Jaspers, Karl, *Rechenschaft und Ausblick*, 1951, R. Piper & Co. Verlag München: 389, 400, 草薙正夫編訳『現代の精神的課題』1955、新潮社: 131, 144; *Philosophie und Welt*, 1958, München: 306.

<sup>3</sup> *Ibid.*: 403, 411, 草薙編訳: 148, 157; Ders., *Die Idee der Universität*: 1961, Springer-Verlag Berlin · Göttingen · Heidelberg: 41, 46 etc., 森昭訳『大学の理念』1955、理想社: 27, 40 ほか; Ders., *Vernunft und WIDERvernunft in unserer Zeit*, 1950, R. Piper & Co. Verlag München: 17. なお、ヤスパースは、たんなる「未知 *Nochnichtwissen*」と「本来の無知 *eigentliches Nichtwissen* (無知の知)」とを区別するが、後者は前者の哲学的自覚化形態と見られよう。いささか古い文献を引用したが、これらはいずれも、1962-63年の「大学管理法反対闘争」のさなか、闘争者が「anti-X」の同位対立から「敵に似せておのれを造る」陥穽を避けようと、わたしたち自身の科学論と大学観を模索し、揺るぎなく腰を据えて闘うべく、院生室に専用のライブラリーを開設して、適宜参照したものである。

伴] 結果との [相互] 秤量が、できるようにする。すなわち、れわれわは、意欲された目的の達成が、予見できる [かぎりの] 出来事の連鎖を介して、他のいかなる価値を損なうことになるか、そうした形でなにを『犠牲にする』か、という問いに答えることができる。大多数のばあい、目論まれた目的の追求はことごとく、この意味でなにかを犠牲にする、あるいは少なくとも犠牲にしうるから、責任をもって行為する人間の自己省察で、目的と結果との相互秤量を避けて通れるものはない。とすれば、そうした相互秤量を可能にすることこそ、われわれがこれまでに考察してきた [科学にもとづく] 技術批判の、もっとも本質的な機能のひとつである」<sup>4</sup>。

### 3. 科学による技術批判

さて、こうした「利害得失」（「メリットとデメリット」）の相互秤量も、もとよりなにか、ヴェーバーに特有の目新しい主張ではなく、ある目的をめざす技術の採用にあたっては必須の要件として、つねに語られ、要請され、通常は実行されてきたことであろう。ただそのさい、科学と技術とは、「科学技術」と一括されたり、「技術は科学の意識的適用である」と唱えられたりして、双方の親和性ないし順接関係が、暗黙にせよ前提とされていたのではない。とすると、その点にかけて、ヴェーバーはむしろ、双方の逆接一、したがって緊張関係を、前景に取り出し、技術にたいする科学の否定的一、批判的関係を、行為の責任性の契機として重視していたことになろう。

すなわち、ある目的の達成をめざして、ある技術の採用が提唱され、議論されるとき、科学者（あるいは、科学者としての技術者）の関与には、そのときどきの科学知の限界にかんする自己批判的認識がともなわなければならない。そのさい、当の目的の唱導者ばかりか、その目的を受け入れて適合的手段を考案する技術者も、ともすれば目的達成の「正価値」に目を奪われて、ひたすらその達成を焦ることもあろう。そうなると、①手段の適合度の検証はともかく、②「負価値」としての随伴結果の予測にかけては、そのときどきの科学知の限界をこえる、「想定できない」不具合や事故の可能性と、そうした障害や破綻による「犠牲」の発生を、とかく看過ないし軽視しがちになろう。そのとき、科学者は、そうであればこそ、それだけ鋭く、科学知の限界を意識し、場合によっては「限界内の」確かな予測の域を越えても、不具合や事故の可能性を探知、さもなければ「想定」し、警告を発し、警鐘を鳴らさなければならない。そうすることが、科学者の責任として、科学者（あるいは、科学者としての技術者）に要請される、というのである<sup>5</sup>。

<sup>4</sup> WL: 149-50, 富永・立野訳: 31-32.

<sup>5</sup> ちなみに、ヤスパーズは、第二次世界大戦敗戦直後のドイツ大学再興に当たり、ナチス政権下における御用学者の輩出を問題とし、それを阻止しえたかもしれない支柱を「科学性 Wissenschaftlichkeit」と「人間性 Humanität」に求めた。前者については、「科学性とは、『何を知り、何を知らないか、を知ること』であり、非科学性とは、独断的な知である。……科学的とは、『知のその都度の限界を心得た知』であり、非科学的とは、全体をことごとく知っているかのように錯覚する全体知のすべてである。科学的とは、際限のない批判と自己批判、飽くことを知らない問題提起である……」と語る。後者については「人間性とは、人間存在への

#### 4. 「議論の場」の必要と意義

そのさい、科学者は、与えられた目的の達成とその犠牲との相互秤量にあたって、別人の科学者、技術者、目的唱導者のほかに、ひとたび事故が起きれば犠牲を被る関係者（たとえば、事故が発生しうる技術的装置の運転員のほか、その設置が予定される地域の住民）とも、議論を重ねることができよう。そうすることはまた、各人の観点の制約、とりわけ、目的達成の「正価値」にたいする技術者さらには科学者の同調傾向にもとづく観点の偏り、を考慮にいと、犠牲看過を是正すべき対抗機能の保障措置として、ぜひとも必要であろう。ヴェーバーが、「客観性論文」をいわば「綱領文書」として、『社会科学・社会政策論叢』の編集に携わったのも、そういう開かれた「議論の場」を提供しようとしたからではなかったか。

そのさい、議論への関与者のうち、(当の技術を現場で操作ないし運転する作業員や、地域の住民を含めて)「犠牲」を被りうる関係者は、なるほど、関連の領域に精通した「専門家」ではないであろう。しかし、そういう関係者は、技術の現場ないし近辺にいて、不具合や事故が発生すれば、その被害を(「犠牲」がおよび難い目的唱導者や設計技術者に比して)もろに身に受けるから、それだけ敏感に、事故の可能性にかんする仮説を直観的に孕むことができよう。とすれば、そうした仮説の厳密な検証は、専門の科学者に委ねるとしても——あるいは、望むらくは「科学者と共にする」ことをとおして——、実質上「科学知の限界」の拡張に寄与するパートナーともなりえよう。

そうではなくて、科学者が、関係者との議論を回避し、あるいは技術にかかわるデータを秘匿するとすれば、それはかれが、科学者であることを止め、目的唱導者の利害ないし権力に仕える「(下士) 官僚」となってしまうからではないか。

#### 5. 通常技術と特異技術

ところで、そうした相互秤量の中身は、個々の場合に依じて、もとより多種多様であろう。しかしこのさい、ふたつの極限事例を「理念型」として区別する必要がある。

ひとつは、事故が起きる公算(ないし客観的可能性)は確かにあるけれども、犠牲は限定されていて、目的達成のメリットをそれほど棄損しない、という場合である。これをかりに「通常技術」と呼ぼう。あるいは、ある薬の副作用は大きいと分かっているけれども、そのままでは生命が危ういので、副作用は甘受しても薬を服用する、という場合もあろう。この類型

---

畏怖を意味する。個人は誰しも、ひとつの無限性である。いかなる科学的把握も、人間個人を全体として捉えることはできない。人間はつねに、かれについて認識されるところのものを上回っている。それゆえ、医師、とくに精神科医と精神療法者は、『人間は誰しも、汲み尽くしえず、謎に満ちている』という意識を失ってはならない。医師はそのことを、一見きわめて日常的と思える事例についても、把持していなければならない……」と述べ、「科学性と人間性とは、分かちがたく結びついている。科学が打ち捨てられるところでは、幻想と錯覚が、信仰の代用品となり、これによって、迷える者は、神の代わりに熱狂に結びつけられる。非科学性は、非人間性の地盤である」と結んでいる (Rechenschaft und Ausblick: 167-70, 桑木務編訳『大学の本質』1954、新潮社: 14-17)。

にかぎれば、当の技術を採用して事故（ないし副作用）による犠牲が生ずるとしても、そのつど発生原因を特定して、対策を立て、再発を予防（あるいは、副作用を緩和）して、「技術としての完成度」を一步一步高めていくことができよう。それが、科学の権能にかなうと同時に、健全な人間常識にもとづく選択であろう。

ところが、いまひとつ、なるほど事故の「確率は低い」——できるかぎりの予防措置によって、できるかぎり低く抑制されはする——けれども、科学知の限界から、事故が起きない保障はなく、万一事故が起きれば、犠牲は甚大で、取返しがつかず、目的達成の正価値を棄損してあまりある、という場合もあろう。また、事故が起きて「急性の akut 犠牲」が生ずることは稀でも、常時、有害で危険な副産物や廃棄物が排出され、処理されずに、あるいは「処理」「再処理」されても危険なまま、累積されて、そういう「慢性の chronisch 犠牲」が、後続世代に先送りされることもあろう。こうした類型をひとまず、「通常技術」にたいして「特異技術」と呼んでおこう<sup>6</sup>。

このばあい、科学者は、急性と慢性、両様の犠牲が、甚大で広範囲におよぶと予測されれば、当の「特異技術」の採用による目的達成のメリットがいかに大きく見積もられようとも、万一の事故を考え、翻って当の目的の意義について反省し、その当否を問うことができよう。ここで、科学の権能<sup>③</sup>が引き受けられ、活かされる。そして、そうした問い返しにもとづき、場合によっては、当の技術の採用を見合わせ、目的達成そのものを断念することが、科学の権能にかなない、健全な人間常識にとっても妥当な判断となり、選択ともなろう。

## 6. 特異技術としての原発

とすれば、昨年の福島第一原子力発電所の事故以来、問題とされているのは、この類型の「特異技術」であるといつて、差し支えなかろう。

そしていま、通常技術と特異技術との二類型を、範疇的に区別することが、喫緊と思われる。というのも、(ここで、この問題にたいする筆者自身の態度決定を表明することにもなるが) 万一事故が起きれば取返しがつかず、廃棄物処理の見通しもない、という原発技術の特異性を看過し、他の通常技術と同様に考え、「福島の事故は深刻に受け止め、その教訓を学んで『前向きに』安全対策に活かそう」との(一見もつともでも、特異技術には通用しない) 一般的な建前を掲げて、原発の存続そのものは容認する方向に、議論が流される恐れなしとしないうからである。

とはいえ、「そもそも今回の事故がなぜ起きたのか、安全管理のどこに不備があったのか」と問い、具体的に検証を重ね、「同じ轍を踏まない」ように対策を立てること自体は、もとよりそのかぎりでも、必要かつ重要であろう。しかし、それには、つぎの前提を置くことが不可欠である。すなわち、「今回はなぜ、(おそらくは幸運にも)メルtdown(炉心の溶融・沈

---

<sup>6</sup> この命名は、なるほど控え目ではあるが、原発以外に、たとえば各種の「遺伝子組み換え操作」のように、致命的な危険をとまなう技術の出現可能性を看過せず、同一範疇で捕捉できるように、との思いにもよる。

降)と建屋の水素爆発で止まって、圧力容器と格納容器の破裂と、炉心の暴走にまではいたらなかったのか、そうなる公算、およびそのばあいに生じうる犠牲は、どれくらいだったのか」という最悪事態の想定と予測を避けないことである。いいかえれば、「メルトダウン止まり」をあたかも不動の与件であるかのように思いなして「安心」し(余人を「安心させ」、今回の事故と「同じ轍は踏まない」対策だけで「よし」とし、原発の再稼働と存続は認める方向に誘導されないこと、安全対策はもっぱら、全原発の廃絶を前提とし、廃炉にいたる過程—工程—工程の安全確保に限定すること、これである。

ところで、ヴェーバーの科学論からは、技術にたいするこうした否定的、批判的關係が、ただちに演繹されよう。なるほど、かれの時代の技術は、原子核の分裂ないし融合にともなうエネルギーを解放し、戦争には目的意識的に適用され、平和利用においては随伴結果として、未曾有の破壊と災厄を(急性ないし慢性に)もたらし、「人類の創始した技術が翻って人類を滅ぼす」危機の段階にまでは到達していなかった。したがって、かれ自身は、もっぱら「通常技術」を念頭に置き、「特異技術」という類型を明示的に設定して論じてはいない。しかし、科学知の限界を自覚しつつ随伴結果を予測する責任の要請を、技術発展のこの段階で受け止め、敷衍するならば、ただちにこの「特異技術」という系が、「理念型」として導き出されよう。

## 7. 普遍的「合理化」と「職業としての科学」

そのうえ、ヴェーバーにおいては、技術と科学とのこうした緊張關係が、技術(効率)と科学(真理)との間だけではなく、目的唱導の背後にある政治(権力)や経済(富)との間にも、「価値秩序の(「神々の」)争い」として、見据えられていた。しかも、この「神々の争い」が、普遍的「合理化」の一環として、捉えられていた。

すなわち、「合理化」とは、科学・技術・経済・政治・芸術・性愛・宗教といった各生活領域の「固有価値」と「固有法則性」が、それぞれ知性によって認識され(「主知化」、それぞれ「ratio(合理的計算)」にしたがってひたすら(「専一的」・集中的・「目的合理的」に)追求され、そうした「社会的分化—専門化」の結果、「価値秩序(の神々)」も引き裂かれて、互いに争い、(狭間に身を置く人間に)鋭い「緊張」をもたらす事態である。

このさい注意したいのは、それぞれ「(広義の上記)専門」にひたすら閉じ籠もっている「(同じく広義の) 専門家」には、「神々の争い」が「緊張」としては体験されないことである。たとえば、「技術」目的を唱導する「政治」や「経済」の「神々」に屈伏して) もっぱら「効率」に仕える技術「専門家」は、たとえ「科学者」としての経歴はそなえ、他人からは「科学者」として遇され、「職業としての科学」に専心しているとしても、技術にたいする科学の緊張を、内面的に体験してはいない。当の「技術者」を養成した「大学」組織が(科学という設置目的には背反して)「国家目的」という政治価値に従属していたり、「技術者」が現に属する「企業」組織に、産業優先の経済価値が浸透していたりすれば、とりわけそうであろう。

1962-63年の「大学管理法反対闘争」と1968年以降の「全国学園闘争」は、じつは、「大学」が政治価値や経済価値に絡め捕られ、(少なくとも大学現場で提起された問題については)「科学すること」を忘れて「科学者」に、緊張を喚起し、大学本来の設置目的に適う「使命としての科学」の蘇生を迫っていたのではないか。

## 8. 「合理化」の普遍的随伴現象としての「非合理化」

他方、「合理化」は、各生活領域の「固有価値」をその「固有法則性」に即してそれぞれひたすら追求する「専門家」(芸術家・宗教者などを含む広義の「専門家」と、そうした「専門家」的「経営 Betrieb」(「持続的目的追求」という意味における広義の「経営」)の所産に適応し、その価値を享受する大衆ないし公衆との間に、溝を穿ち、これを拡大するほかはない。

科学と技術に焦点を絞れば、科学的原理の「発見」は、「発明」として技術的に応用され、その結果、さまざまな日用財が製造され、普及するであろう。ところが、そうした諸財を日常的に利用し、享受する「文明人」大衆ないし公衆は、そうした諸財の増大と多様化につれて、当の諸財の創案-設計-製造のさいには基礎とされ、応用された合理的原理そのものからは、ますます疎隔されざるをえない。

「文明人」はただ、そうした諸財の効用は、「人間によって創り出された人工物であるからには、(自分では難しくとも)『専門家』の合理的予測によって制御できる」と信じているにすぎない。この点、「未開人」が、「(生活の禍福を左右する)『呪力』のはたらきは、(自分では難しくとも)『呪術者』(という一種の『専門家』)の仕種によって制御できる」と信じているのと変わりはない。したがって、両者とも、生活上の機能体系に不具合が生じ、予測が外れ、信頼が崩れると、自分では対処しきれず、「パニック」にも陥る。

しかも、「合理化」され、分化-多様化され、それだけ複雑化された世界に生きる「文明人」は、比較的単純な生活条件を経験的に熟知している「未開人」に比して、平均的には自分の生活条件について無知、したがって不安定で、「目的合理的」に振る舞うとはかぎらない<sup>7</sup>。

ヴェーバーの「合理化」論を、後にナチズムが台頭する状況で受け止め、敷衍-展開したカール・マンハイムは、社会の「機能的合理化」が、個々人の「実質的合理性」(「所与の状況において事件の相関関係をみずから洞察して知的に行為する能力」<sup>8</sup>)を高めるとはかぎらず、かえって「非合理化」をもたらしうる、と看破した。個々人は、社会的機能体系の「危機」に直面して、みずから「実質的合理性」を発揮して混迷から脱し、機能-信頼体系を再建していくよりもむしろ、そうした模索と選択を耐え難い「重荷」と感じ、これを「肩代わり」してくれるカリスマ的リーダーを待望し、歓呼して迎え入れもする<sup>9</sup>。

<sup>7</sup> WL: 471-74, 海老原明夫・中野敏男訳『理解社会学のカテゴリー』1990、未來社: 120-25.

<sup>8</sup> マンハイムのばあい、この語は、ヴェーバーの「実質合理性 materielle Rationalität」という(それ自体)形式的なカテゴリーとは異なり、この特定の意味に限定して用いられる。

<sup>9</sup> 福武直訳『変革(再建)期における人間と社会』、1953、みすず書房; 高橋徹・青井和夫訳『現代の診断』、1954、みすず書房、ほか参照。

## 9. 使命としての科学

ヴェーバーが、いまから一世紀近く前に、科学一般の権能を明らかにしながら「職業 Beruf としての科学」を説いたとき、その Beruf には、(普遍的随伴現象として「非合理化」をもたらす)「合理化」という全社会的条件のもとで、大衆ないし公衆に委ねきることはできない——したがって「民主・自主・公開」の三原則によって担保され、おのずと解決されるわけではない——三権能の発揮による技術批判が、技術的応用の原理的基礎に通じている専門家の科学者に負わされた「使命 Beruf = Mission」として——したがって、「職業科学者」か「市民科学者」かの区別にはひとまずかかわりなく<sup>10</sup>——要請されていた、と解されよう。

なるほど、人文—社会科学者にはむしろ、科学の権能<sup>③</sup>にもとづいて、原発技術の意義にかかわる諸問題——それが、いかなる文化史的背景のもとに、どこから来て、どこへ向かうのか、それが廃絶されるべきであるとすれば、わたしたちの価値観—ライフ・スタイルはいかに変えられ、産業—経済構造もいかに再編され、代替エネルギーがどう調達され、制御されるか、など——に取り組み、それぞれ専門家として寄与することが、求められよう<sup>11</sup>。

## 10. 「化石燃料が燃え尽きるまで」——「倫理論文」末尾の再考

ところで、ヴェーバーのこれまた有名な論文「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」(以下、「倫理論文」)も、現在、根本的再検討を迫られている。とくにその末尾は、近代資本主義の経済秩序が「鉄の檻」と化して人間を閉じ込め、組織の「無気力な歯車」ないし「精神のない専門家」に貶め、そうこうするうちに「化石燃料の最後の一滴が燃え尽きる」という悲観的かつ決定論的な「予言」と解されてきた<sup>12</sup>。しかし、はたしてそうであろうか。

ヴェーバーは、当の箇所ですで、「倫理論文」の論旨を要約する。すなわち、「(近代) 資本

---

<sup>10</sup> 1968-69年「全国学園闘争」に直面して「造反教官」となった高木仁三郎は、元来(みずからも認めているとおり)理想主義者であり、「(「大学」組織に所属して政治価値や経済価値に絡め捕られ、組織維持の利害を自己目的化して緊張を欠く)「職業科学者」のままでは、科学本来の使命は達成されないと察知し、まさにそれゆえ「職業科学者」の経歴は捨てて「市民科学者」に転身し、「特異技術」批判という科学本来の使命をまっとうした。高木の決断は鮮やかで、その実績はまことに意義深い。しかし、かりにかれの使命の継承者が、「職業科学者」と「市民科学者」とをなにか範疇的に区別し、科学本来の使命を後者に限定するとすれば、かれの本意に反しはしないか。それでは、かれ個人には既設大学の学生・院生・助手時代に習得されていた基礎的教養・現場経験・研究実績といった先行要件が、「市民科学者」の後続世代には絶たれることになり、科学性の稀薄化と、運動としての先細りを、余儀なくされはしまいか。むしろ、「体制内のポストを捨てる『自前の科学』派」と「内部抵抗派」との双方が提携して、持続的に科学本来の使命を追求し、「非専門家」関係者との「議論の場」も拡大していくことが、かれ本来の意図ではなかったか(『市民科学者として生きる』1999、岩波新書、ほか参照)。

<sup>11</sup> 本稿は、そうした取り組みの多様な展開を期待しつつ、議論の共通の出発点として、(人文—社会科学畑では比較的によく知られている)ヴェーバーの科学論から、原発事故にたいする態度決定の手掛かりとも立脚点ともなりうる周知の論点を、取り出して再確認し、ヤスパースによる継受と展開も含めて、多少敷衍したまでである。

<sup>12</sup> とりわけ大塚久雄の邦訳(後注19参照)によって。

主義の精神」とは、「時は金なり」「信用は金なり」というベンジャミン・フランクリンの標語に例示されるとおり) 営利を自己目的として追求するエートス<sup>13</sup>にほかならず、しかもそれは、経済領域にのみ特有の現象ではなく<sup>14</sup>、近代科学や近代技術を含む「近代(合理主義)文化」一般に共通の特徴として、「(自分の世俗的職業を『神から与えられた使命』と見る) 職業理念 *Berufsidee* に根ざす合理的な生き方」を一構成要素としており、これはこれで、歴史的に、キリスト教(とりわけ、カルヴィニズム・敬虔派・メソヂスト派・バプテスト派といった「禁欲的プロテスタンティズム」「ピューリタニズム」)の救霊信仰から派生したものである、と<sup>15</sup>。

そのうえで、かれはいう。「ピューリタンは、職業人たらんと欲した。ところが、われわれは、職業人たらざるをえない。というのも、禁欲は[中世修道院の] 独房から出て、職業生活のただなかに移され、世俗内道徳を支配し始めるとともに、非有機的機械生産の技術的また経済的な前提条件に結び付けられて、宗教上の支えはなくとも立ち行く[その意味で自足完結的な宇宙にたとえられる] 近代の経済秩序 *Kosmos* を創り出すのに、それなりに寄与した。しかし、この経済秩序は今日、直接経済的営利に携わる人々のみでなく、その駆動装置のなかに生み込まれるすべての個人の生活様式を、圧倒的な強制力をもって規定しており、おそらくは将来も、化石燃料の最後の一滴が燃え尽きるまで、規定しつづけるであろう」<sup>16</sup>と。

このようにヴェーバーは、近代資本主義経済秩序の「終末」を射程に入れはした。しかし、当の秩序から生み出された「特異技術」の原発が、化石燃料に取って代わるどころか、(その製造・設置・原料精製・運転・廃棄物処理などのために) かえってその消費を早め、急性ないし慢性の随伴結果によって「終末」を招き寄せる、という脅威は予想しなかった。ただし、こうはいつている。「バックスターの見解では、外物への配慮は、ただ『いつでも脱ぎ捨てられる薄いマント』のように、聖徒の肩にかけられるのでなければならなかった。ところが運命は、このマントを鋼鉄のように硬い殻 *ein stahlhaltes Gehäuse* に換えた。禁欲は俗世を改造し、その内部で成果をあげようと企てたが、そのために俗世の外物は、歴史に類例をみないほど力を増し、最後には逃れがたい力を人間のうえに揮うようになった。今日では、禁欲の精神は、この殻から抜け出てしまっている。最終的にそうなのかどうか、誰が知ろう。それはともかく、勝利を遂げた資本主義は、機械という基礎のうえに立って以来、もはやそうした支柱を必要としない。禁欲の幸福な嗣子である啓蒙主義のバラ色の気分さえ、今日では死に絶えたらしく、『職業義務』の思想は、かつての宗教的信仰内容の亡霊として、われ

<sup>13</sup> 別言すれば、「倫理 *Ethik*」が身につき、習慣とも実践的起動力ともなった「生き方 *Lebensführung*」・「ライフ・スタイル *Lebensstil*」。

<sup>14</sup> あるいは、経済システムとしての資本主義の確立を歴史的な前提条件とし、「土台」ともする「イデオロギー」ないし「上部構造」といったものではなく。

<sup>15</sup> *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie, Bd. 1, 1920, 9. Aufl. 1988, J. C. B. Mohr Tübingen* (以下 *RS I* と略記): 202-03, 梶山力訳・安藤英治編『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の《精神》』1994, 未来社: 355.

<sup>16</sup> *RS I*: 203, 梶山訳・安藤編: 356.

われの生活のなかを徘徊している。今日、この『職業の遂行』が、最高の精神的文化価値と直接には結びつかないところ、あるいは、その反対とはいわないまでも、主観的にはたんに経済上の強制としか感じられないところでは、各人は通例、『職業遂行』の意味を、およそ詮索しようとはしない。昨今、営利が最高度に解き放たれた地域、すなわちアメリカ合衆国では、営利追求がいつさいの宗教的・倫理的意味を取り払われて、純然たる競争への情熱 *rein agonale Leidenschaften* と結びつき、その結果、スポーツの性格を帯びることさえ、稀ではない<sup>17</sup>。

さて、ヴェーバーは、近世プロテスタンティズムへの精神史的逆行を経て、現状をこのように診断したうえ、一瞬、未来の帳を上げる。「将来、この殻のなかに住むのは、誰か。この大なる発展のはてに、まったく新しい予言者たちが現われるのか、それともかつての思想や理想の力強い復活が起こるのか、それとも、そのいずれでもないなら、一種異様にひきつった自尊心によって縁取られながら、機械的化石化が進むのか、まだ、誰にも分からない。しかし、もしもこの最後の場合であるとすれば、そうした文化発展の『末人たち letzte Menschen』には、つぎの言葉が当てはまるであろう。すなわち、『精神のない専門家』、『心情のない享樂者』、そうした無にひとしい者たちが、『われこそは、人類がいまだかつて到達したためしのない段階にまで上り詰めた』と自惚れるであろう、と<sup>18</sup>。

この末尾は、確かに悲観的・決定論的「予言」という印象を免れない<sup>19</sup>。しかし、ヴェーバーの方法的見地からは、ある歴史的動向を、それがいかに優勢であれ、そのまま（「精神の対抗作用」「理念による軌道転轍」の余地をまったく残さないまでに）実体化してしまうとは、まず考えられない。そこで、いまいちど原文に当たってみると、かれはまず、①新しい予言者の出現、②往年の思想や理想の復活、というふたつの可能性を示し、「それとも、そのいずれでもない場合には *oder aber* ---- *wenn keins von beiden* ----」と限定して、（そうした「残余範疇」として）③「機械的化石化」が止めどなく（①の対抗を受けず、②によっても遮られ

<sup>17</sup> RS I: 203-04, 梶山訳・安藤編: 356-57. 「高度経済成長」の一時期、「大きいことはいいことだ」というコマーシャルが流行った。

<sup>18</sup> RS I: 204, 梶山訳・安藤編: 357.

<sup>19</sup> 従来よく読まれた大塚久雄訳は、「鋼鉄のように硬い殻」を、タルコット・パーソンズの英訳“iron cage”に倣って「鉄の檻」と訳出したうえ（筆者自身も、不用意に「檻」を襲用していた時期がある）、③への限定を取り払い、「それはそれとして、こうした文化発展の最後に現われる『末人たち』にとっては……」（1989、岩波文庫: 366）とつづけている。これでは、①と②の対抗可能性が捨象され、「鉄の檻」から「末人」輩出にいたる道がそれだけ平坦に均され、決定論の響も強められるほかはない（英訳でも、最新の改訳では、“iron cage”が“steel-hard casing”に改められ、③への限定も、“if ossification appears”と明記されている。Cf. *The Protestant Ethic and the Spirit of Capitalism*, translated and introduced by Stephen Kalberg, 2011, Oxford University Press: 177-78, 397-98）。安藤英治『ヴェーバー歴史社会学の成立——歴史認識と価値意識』1992、未来社: 461-63、参照。ヴェーバーにおける *Gehäuse* の用例を網羅的に検索し、初めて「拘束」と「保護」との二義性を突き止めたのは、荒川敏彦である（「殻の中に住むものは誰か——鉄の檻」的ヴェーバー像からの解放）、『現代思想』第35巻第15号、2007年11月: 78-79）。高橋伸夫は、経営の「同型化 *isomorphism*」と「革新」の問題に、「殻」論を適用し、展開している（『ダメになる会社——企業はなぜ転落するのか？』2010、ちくま新書: 126, 191-99, 「殻—(6)マネジメントを『殻』から考える」、『赤門マネジメント・レビュー』Vol.10, No.10, 2011年10月: 675-99）。

ず、あたかも「レミング現象」であるかのように進む可能性も認める。そして、①～③の選択肢のうち、どれが実現するかは、まだ誰にも分からない、と断定は控えながら、「ただ、この最後のばあいには〔上記 wenn を受ける dann〕と、やはり③に限定し、「こうした文化発展の『未人』』については、「無にひとしい者」「精神のない専門家」「心情のない享楽者」と、端的に価値判断をくだすのである。そして、ここで改行して、「ここにいたると価値判断、信仰批判の領域に踏み込むことになるが、それは、この純然たる歴史叙述に負わされるべき課題ではない」と思い直して、「未来への帳」をおろし、残された研究課題の列挙に移る。①と②とは、起こりうる未来への仮設的推測であって、価値判断ではない。

## 11. 「殻」に宿る「精神」とその「革新」可能性

さて、ドイツ語の「殻 Gehäuse」には、(日本語の「貝殻」「卵の殻」「蝸牛の殻」と同じように)「幼弱な生命を外界から保護し、生長や孵化にそなえる生命の暫定的凝固態」というニュアンスがある。唯物史観の「生産力と生産関係」、(これを一般化した)ゲオルク・ジンメルの「生と形式」<sup>20</sup>にも、なるほど「生産関係」や「形式」に「殻」という語は当てていないにせよ、そうした含意は読み取れよう。ヤスパースも、人間が通例、なんら確たる拠り所のない「限界状況」に耐えていく「支え Halt」を「殻」と呼び<sup>21</sup>、こう述べている。「確固とした殻が解消し、新しい殻が形成されるこの生命過程、解消 *Auflösung* であると同時に改造 *Umschmelzung* でもあるこの交替は、一回的な出来事ではなく、生ける現存在がつねに新たにとる形式である」<sup>22</sup>。したがって「解消がなければ、硬直化 *Erstarrung* が起き、殻がなければ破滅 *Vernichtung* にいたる。ただし、解消と殻が、生ける全体からいわば剥離することもありうる。そうなると、一方にはニヒリズムの過程が、他方には殻への最終避難が生ずる」<sup>23</sup>。

じっさいヴェーバーも、「倫理論文」初版発表から四年後の1908年の夏、エリングハウゼンにある親戚の亜麻布織工場に滞在して、労働現場の実態を調査し<sup>24</sup>、その知見にもとづいて、(社会政策学会が企画した調査)「封鎖的大工業労働者の淘汰と適応(職業上の選択と運命)」に「方法序説」を寄せ、その結びでこう述べている。「大工業の生産組織が、住民の『頭上にかぶせた』独特の『装置』の構造は、その運命的な意義において、生産の『資本主義的』組織か『社会主義的』組織か、という問題の射程をさえ超えている。というのも、この『装置』の存立は、そうした二者択一にはかかわりがないからである。じっさい、近代の工場は、職務の位階組織と規律をそなえ〔官僚制化〕、労働者を機械に拘束し、集積によって巨大化し

<sup>20</sup> 阿閉吉男編訳『文化論』1987、文化書房博文社、参照。

<sup>21</sup> 横田理博『ヴェーバーの倫理思想——比較宗教社会学に込められた倫理観』2011、未来社: 352-53、参照。

<sup>22</sup> *Psychologie der Weltanschauungen*, 1919, 4. Aufl., 1954, Springer-Verlag Berlin · Göttingen · Heidelberg: 282.

<sup>23</sup> *Ibid.*: 283.

<sup>24</sup> Weber, Marianne, *Max Weber—ein Lebensbild*, 2. Aufl, 1950, Lambert Schneider Verlag Heidelberg: 376-77, 大久保和郎訳『マックス・ヴェーバー』I、1963、みすず書房: 261-62.

たが、同時に（過去の紡ぎ小屋に比して）労働者を孤立させ、労働者のごく単純な手作業も見落とさない透徹した計算装置をそなえている。これらは概念上、生産組織が『資本主義的』か『社会主義的』か、には依存しない。近代の工場は、人間と人間の『ライフ・スタイル』に、広範囲にわたり、それに固有の特殊な作用をおよぼしている。

とはいえ、今日の『淘汰 Auslese』は、私経済的収益性の原則にしたがっており、この原則は、指揮をとる幹部であれ、指揮にしたがう従業員であれ、経営に縛られたすべての人間を、企業家の私的な費用一、利潤計算から結果として割り出される基準に拘束している。しかし、今日のそうした『淘汰』が、なんらかの形態の共同経済的な『連帯』に取って代わられるならば、もとよりそれは、この途轍もない殻のなかで現に生きている精神を、根底から変えるであろう——この点に、かの『淘汰』という観点の限界も露呈されよう。しかも、そうした変革がどんな帰結をもたらすかは、誰にも、想像することさえできない。当面の調査にとっては、そうした「変革とその帰結」の展望は、問題ではない<sup>25</sup>。

さて、ここでこの長い一節を引用したのは、ヴェーバーがなにか、「私経済的収益性の原則」から「なんらかの形態の共同経済的な『連帯』」の理念に、信仰内容上「宗旨変え」した、と主張するためではない。そうではなくて、「資本主義か社会主義か」を超えて、人間と人間の『ライフ・スタイル』に圧倒的に作用する、近代の大工業の非有機的機械生産とその（「官僚制」組織<sup>26</sup>を含む）装置を、かれが、（「倫理論文」の末尾と同じく）「途轍もない殻」にたとえながら、なおかつ「そのなかで現に生きている精神」の「根底的な変革」の可能性は否定しない、そういうかれの方法的見地を、いまここで確認し、継受する必要があるからである。

「倫理論文」末尾の ①「まったく新しい予言者たちの出現」も、②「かつての思想や理想の力強い復活」も、たんに「ことのついでに」、あるいは ③「機械的化石化」の圧倒的な硬

<sup>25</sup> MWG, I / 11: 1995, J. C. B. Mohr Tübingen 148-49, 鼓肇雄訳『工業労働調査論』1975、日本労働協会: 66-67; 同『マックス・ヴェーバーと労働問題』1971、お茶の水書房: 300-01.

<sup>26</sup> 別の箇所では、ヴェーバーは、「生ける機械」としての官僚制組織を「凝結した精神 *geronnener Geist*」と呼び、それが、同じく「凝結した精神」としての「死せる機械」とともに、ここでもやはり条件つきで、「未来の従属の殻」ともなりうる、と予測している。「生命のない機械は、精神が対象化されたもの *geronnener Geist* である。機械がそうしたものであるというこの事実こそ、機械に力を与えて人間を仕事にかりたてる。そして、人間の日常の労働生活を、工場ですべてくりかえされているようなぐあいに規定して動きのとれないものにする。精神が対象化されたものと言え、生命ある機械もまたそうである。生命ある機械の役を演ずるのは、訓練を受けた専門的労働の特殊化・権限の区画・勤務規則および階層的に段階づけられた服従関係をともなう官僚制組織である。生命ある機械は生命なき機械と手を結んで、未来の隷属の檻をつくり出すように働く。もしも純技術的にすぐれた、すなわち合理的な、官僚による行政と事務処理とが、人間にとって、懸案諸問題の解決方法を決定するさいの、唯一究極の価値であるとするならば、人間はたぶんいつの日か、古代エジプト国家の土民のように、力なくあの隷属に順応せざるをえなくなろう」（*Gesammelte Politische Schriften*, Drei Masken-Verlag München: 151, 中村貞二ほか訳『政治論集』2, 1982、みすず書房: 363）。ここでも、「殻」が「檻」と訳されている。

直性を「引き立たせるために」、「縁取り」として添えられた冗語ではないであろう。いま、それらはむしろ、ヴェーバーの死後、約一世紀、当の「近代的大工業の非有機的機械生産装置」が、とりわけ「特異技術」の急性ないし慢性の随伴結果として、直接ないし間接（化石燃料の焼尽を早めて）「人類に終末をもたらす」という予感と不安を、「殻」の内部ばかりか周辺部にさえ、目覚めさせている現在、これを「共鳴盤」としてライフ・スタイルの「軌道転轍」を達成すべき、①「まったく新しい」（ということはすなわち、「禁欲的プロテスタンティズムとは系譜と分岐を異にする」②「かつての思想や理想の力強い復活」を同時に意味しうる）、「予言者的」な（ということはつまり、「個人カリスマ的使命」として、「新しい世界像」を提示し、その方向に「秩序」の「革新」を企てる）「理念」形成に、照準を合わせて、現代の思想状況を展望していく指針として、広く活かされるであろう。この視点から見ると、「科学とは何か」「科学者はいかに生きるべきか」という1968-69年「全国学園闘争」の問題提起に正面から答え、公害、環境、医療、原発などの実態に即して「近代（合理主義）工業文明」の非有機的・非人間的問題性を具体的に告発し、生命系の自然循環を回復し維持しうる方向への軌道転轍を説いた宇井純（公害原論）、高橋暁正（生存基盤原論）、高木仁三郎（原子力情報資料室）ら<sup>27</sup>の自然科学者は、（もとより「宗教的予言者」ではなかったが）「殻」の「硬直化-化石化」に「否」をつきつけたラジカルな対抗性にかけて、「まったく新しい予言者」と等価の位置にあった、といえるのではないか。しかし、この論点は、本稿ではもとより問題提起にとどめ、詳細な展開と検証は、別稿に期するほかはない。

## 12. 仕事現場の調査と社会学的基礎範疇の定立

他方、「殻」の内（外）における「共鳴盤」の形成という側面については、ヴェーバーが、上記引用文中の「労働者を孤立させ」という箇所<sup>28</sup>に注を付し、つぎのように述べている事実が、注目される。「労働している間に、どの程度会話できるか、あるいはできないか（できないとすれば、それはなぜか）、労働仲間のサークルでは、いかなる（職業的、その他の）資格が重きをなすか、労働者層の内部で、倫理的価値判断は、どんな方向に向かうか、など——こうした問題や、これに類するすべての問題が、一方では、仕事場の『ゲマインシャフト』Werkstatt-„Gemeinschaft“（これは、根本的にはけっして『ゲマインシャフト』ではない）によって、他方では、労働にたいする純然たる金銭上の関係が優越する事実（と、その程度の違い）によって、それぞれどのように制約されているか、立ち入って研究することが望まれる」<sup>28</sup>と。

この注記を引用するのは、後にアメリカ産業社会学が大がかりな「ホーソーン実験」によって「発見」する職場の「小集団」「インフォーマル・グループ」を、ヴェーバーがその約20年前、エリングハウゼンの小工場の調査で見届け、社会政策学会による大規模な調査の問題項目として指示している事績を、こと改めて宣揚しようとするからではない。むしろ、

<sup>27</sup> 故人のみを挙げるが、かれらを囲む科学者群像を考えている。

<sup>28</sup> MWG, I / 11: 149 Anm. s5), 鼓訳『工業労働調査論』: 67-68 注(2)。

ともすれば見逃されがちな、「根本的にはけっして『ゲマインシャフト』ではない」「仕事場の『ゲマインシャフト』という語義矛盾めいた表記が、「では、かれのいう『ゲマインシャフト』とは何か」という社会学的基礎範疇への問いを触発するからである。

ヴェーバーが当時、この調査に没頭した動機とその意義については、マリアンネ・ヴェーバーと鼓肇雄以来、「倫理論文」の延長線上にある（いかなる住民層が「非有機的機械生産装置」への「適性」をそなえているか<sup>29</sup>、また、後者が翻って、人びとのライフ・スタイルと性格特性にどんな影響をおよぼしているか、という）内容的関心とならんで、「（遺伝）」「能力」「季節」「室温」「練習」「熟練」「疲労」といった自然科学的ないし「精神物理学的」範疇を、どの程度、工場労働のような（主観的に抱かれた「目的合理的」「意味」「行為の意味上の根拠としての動機」によっても規定される）人間行動に適用できるか、という方法上の関心によるところが大きい、と指摘されてきた。ところで、1908年といえば、ヴェーバーが、「シュタムラーによる唯物史観の『克服』」を『社会科学・社会政策論叢』に発表した翌年に当たる。この論文でかれは、「法によって外的に規制された協働」を社会生活の「普遍的形式」に見立て、「個々人の孤立的併存」から截然と区別する）シュタムラーの所見を、「規範学」的範疇の実体化として斥け、人間行為（と行為関係）の経験的現実においては両者間に流動的な相互移行があると見た。とくに、1907年には未発表で、（おそらくはちょうど1908年頃に執筆され）死後に「補遺」として『科学論集』に収録された続篇では、（人間行為を「観察」するばかりでなく、主観的に抱かれた「意味」を「解明」「理解」し、そうすることをとおしてその経過と結果を「因果的に説明」しようとする）かれの「理解科学」の見地から、シュタムラーの「規範学」的諸範疇を、「経験科学」的な「類的理念型」概念に鑄直している。こうした概念改訂の成果は、確定的には1913年の「理解社会学の二三の範疇について」（以下「範疇論文」）に、「社会的行為ないし秩序の合理化にかんする四類型（一階梯尺度）」<sup>30</sup>として発表されるが、そうした改鑄—形成途上の基礎範疇に照らしてみると、「根本的には『ゲマインシャフト』でない『ゲマインシャフト』」という謎が解ける。

<sup>29</sup> この点にかんしても、ヴェーバーのつぎの所見が注目を引く。「敬虔派の教育が労働給付におよぼす作用について前述したことはすべて、個別的に観察するかぎり、まったく仮説の域を出ない。このことは、ここで繰り返すまでもなからう。しかし、……そうした現象には、今日なお、わたしが以前「倫理論文」で認めようとした以上に、ずっと多くの類例がある。ただそのさい、現代の工場労働者について見ると、今日ではおそらく、宗派そのものが、かつて初期資本主義時代の市民層にとってのように、[労働意欲、労働密度の]差異を生み出しているのではない。むしろ、差異の要因は、カトリシズムであれプロテスタンティズムであれ、個々の場合に、宗派が生き方一般におよぼす影響の強度にある。この点にかんして、影響の程度と方向にかけて中世とはまったく異なる今日のカトリシズムが、なんらかの「プロテスタント的禁欲」とまったく同様、馴致手段 *Domestikationsmittel* として利用されていることは、最近の北スペインにおけるある現象に、とくに顕著に示されている。そこでは、イエズス会派が、企業家たちにより、まったく計画的に、そうした馴致手段として利用されている」（MWG, I/11: 362 Anm. 95), 鼓訳: 305 (5))。

<sup>30</sup> 拙著『マックス・ヴェーバーとアジア——比較歴史社会学序説』2010、平凡社: 80-82、参照。

すなわち、「仕事場の『ゲマインシャフト』(『職場集団』)」を構成しているのは、(労働法規・雇用契約・就業規則のような)「目的合理的」に「制定された規則 **Satzung**」にしたがって、雇い入れられ、生産工程に配置され、労働給付行為を「秩序づけられた」(ヴェーバーが編み出さんとしている基礎範疇の術語では、私的経営の「ゲゼルシャフト関係」に編入 **vergesellschaften** された)労働者群である。かれらは、「金銭上の(賃労働)関係」に規定され、(フェルディナント・テンニエスの先行定義では) けっして「ゲマインシャフト(「本質意志」に根ざす結合としての「共同社会関係」)はなさず、むしろ「ゲゼルシャフト」(「任意意志」にもとづく「利益社会関係」)にとどまっている。そのかぎり、賃労働者としての「利害状況」は共有しているが、相互間に「主観的に意味のある関係」は(少なくとも当初には)なく、シュタムラーのいう「孤立的共棲」、(形成途上のヴェーバーの範疇では) ①「同種の大量行為 gleichartige Massenhandeln」の併存、という状態にある。しかし、そこを起点に、「主観的な意味のうえで互いの行動に関連づけられている行為」すなわち(ヴェーバーのいう意味における)「ゲマインシャフト行為(社会的行為一般)」が、(当初には通例) ②「無秩序・無定型のゲマインシャフト行為 amorphe Gemeinschaftshandeln」として発生するであろう。そして、そうした「ゲマインシャフト(行為の)関係 **Vergemeinschaftungen**」のなかから、やがて、さまざまな「諒解 Einverständnis」と「諒解に準拠した行為」また ③「諒解に準拠したゲマインシャフト行為 einverständnismässige Gemeinschaftshandeln」=「諒解行為 Einverständnishandeln」(たとえば、すぐあとで採り上げる「緩怠」)が、生まれよう。さらには、そうした「諒解」を「目的合理的」に定式化して「規約(規則)」を制定 **setzen** し(「ゲゼルシャフト結成行為 **Vergesellschaftungshandeln**)、そうした「制定律(制定秩序)」に準拠する ④「ゲゼルシャフト行為 Gesellschaftshandeln」=「ゲゼルシャフト化された(つまり、制定律に媒介された)ゲマインシャフト行為 vergesellschaftete Gemeinschaftshandeln」が、創成されもしよう(たとえば「誓約仲間」としての「自由な労働組合」の結成など)。

ところで、ヴェーバーがエリングハウゼンの労働現場で突き止めた「緩怠 Bremsen」は、この尺度上では、経営の「ゲゼルシャフト関係」から派生した「仕事場の『ゲマインシャフト』関係」において ③「諒解行為」の位置を占めているといえよう。ヴェーバーは、こう述べている。「経済上の変動と同じく、社会的変動も、……労働給付に影響をおよぼしている。労働者層の『心意 Gesinnung(志操)』、とくに企業家にたいするその都度の関係が、給付に影響をおよぼすことは、もとより精確には証明されないにせよ、誤認の余地なく報告されてはいる。労働者の『緩怠』にたいする苦情は、それ自体としては古くからあるが、ここ数十年間に、疑いもなく増大している。それは、(1)給付の計画的な増加を目的とする賃金体系の合理化、(2)雇用主による絶え間ない組織改良の結果、少なくとも多くの工業では、ストライキのチャンスがますます不利になったという事情と、かなり正確に比例して増大している。企業家の苦情では、労働組合、とくに自由な労働組合が、『緩怠』(すなわち労働者側からの労働給付の意識的削減)に責任ありとされるが、そうした考え方は、今日判断できる

かぎりでは、おそらくあまりにも皮相である。『緩怠』は、何気なしの、気分的なものばかりでなく、意識的な、十分に意図されたものであれ、労働組合の組織がまったく存在していなくとも、なんらかの程度の連帯感が労働者の間に、あるいはその重要な部分に、存在していさえすれば、どこにでも見出される。ごく一般的に言って、緩怠とは、労働者がかれらの給付の売買価格をめぐり、意識して、頑強に、しかし無言のうちに、企業家と駆け引きし、争い合う形式である。それが目的とするところは、出来高賃率を引き揚げさせることであり、出来高賃率が一定に保たれているときには、労働の伝統的なテンポを堅持することであり、最後には、その由来に応じて多少とも明瞭に意識された不満の表明でもある<sup>31</sup>。「労働組合の組織 [「ゲゼルシャフト結成」] がまったくなくても、労働者の連帯 [「諒解ゲマインシャフト」] が十分に広がっていれば、出来高賃率をできるだけ高く固定しておくために、通例、組織的に [「諒解行為」として] 『緩怠』がおこなわれる」<sup>32</sup>のである。

ヴェーバーは、エリングハウゼンで、給付能力の傑出したある織布工につき、言表されず、目にも止まりにくい「緩怠」の事実を、能率曲線と稼得賃金の（ありうる他の諸要因をできるかぎり制御した）追跡によって、確認している。思うにかれは、シュタムラー批判の積極的展開として当初にはもっぱら概念的・論理的に索出しつつあった社会学的基礎範疇を、労働現場におけるこうした現実の「ゲマインシャフト関係」の観察と洞察によって検証し、そうして初めて、その意義を確信し、自信をもって彫琢し、やがて「範疇論文」に発表したのではないか。

その「範疇論文」には、「ゲマインシャフト関係」における「諒解行為」と「ゲゼルシャフト行為」との流動的相互移行関係が、つぎのとおり一般的に定式化されている。すなわち、「諒解行為からゲゼルシャフト行為への移行はもとより漸移的 flüssig (流動的) であり、後者はじつは、制定律によって秩序づけられた (前者の) 特例にすぎない」<sup>33</sup>が、「逆に、ほとんどすべてのゲゼルシャフト関係からは、通例、その合理的な目的の範囲を超える（「ゲゼルシャフト関係に制約された」）諒解行為が、ゲゼルシャフト関係にある人びとの間に発生する。どんなボーリング・クラブでも、そのメンバー間に、『慣習律的 konventionell』帰結をもたらす、つまり、ゲゼルシャフト関係の枠からはみ出て『諒解』に準拠してなされるゲマインシャフト行為を、創成するのである」<sup>34</sup>。

### 13. 社会学的基礎範疇の射程

さて、ヴェーバーは、上記のとおり、シュタムラー批判から工業労働調査をくぐらせて彫琢した社会学的基礎範疇を、「範疇論文」でつぎのとおり普遍史に適用している。「歴史上、臨機のゲゼルシャフト結成 Gelegenheitsvergesellschaftung から出発して、次第に多年生

<sup>31</sup> MWG, I / 11: 272-73, 鼓訳: 192-93.

<sup>32</sup> MWG, I / 11: 274, 鼓訳: 194.

<sup>33</sup> WL: 460-61, 海老原・中野訳: 96.

<sup>34</sup> WL: 461, 海老原・中野訳: 97.

の perennierend 『形象 Gebilde (構成体)』 にいたる発展の階梯が、しばしば見られる。今日われわれが『国家』と呼ぶゲゼルシャフト関係の典型的萌芽は、一方では、掠奪を欲した人びとが戦争に出掛けるため、自薦の指導者を戴いて結成する自由な臨機のゲゼルシャフト関係にあり、他方では、脅威を受けた人びとの側が防衛のために結成する臨機のゲゼルシャフト関係にある。このばあいには、[ゲゼルシャフト関係の維持に連なる] 目的資産 Zweckvermögen や [関係そのものの] 持続 Dauer は、完全に欠けている。掠奪行為や防衛が成功 (あるいは失敗) し、戦利品が分配されると、ゲゼルシャフト関係は解消される。この階梯から始まり、婦女子や非武装民や被征服民にたいする体系的な課税制度をそなえた戦士団の持続的ゲゼルシャフト関係 Dauervergesellschaftung という階梯をへて、さらに司法的また行政的なゲゼルシャフト行為の篡奪 Usurpierung にいたるまでには、切れ目のない移行階梯 rückenlose Uebergänge があり、そのうえをさらに一段進まなければならない。ところが、逆に、必要充足のために存立していた多年生のゲゼルシャフト関係からは、それらが瓦解して、ある種の『ゲマインシャフト行為』をなす『市場』という無定型の形象 das amorphe, ein »Gemeinschaftshandeln« darstellende Gebilde des »Markts« が、生み出されるばあいがある。これは、『国民経済 Volkswirtschaft』の生成に関与する、さまざまな過程のうちのひとつである」<sup>35</sup>。

この一節で、ヴェーバーは、戦士たるべき壮丁を「メンナーハウス」に起居させて「職業的」軍事訓練を施す [第二] 階梯ばかりか、それ以前の、①臨機的にして一過性の「戦争行・掠奪行」(ならびにこれにたいする「防衛」)、すなわち、もつとも原生的 urwüchsig な軍事活動—ゲマインシャフト形成 Vergemeinschaftung をも、なんと「ゲゼルシャフト結成 Vergesellschaftung」として捉えている。そのうえ、そうした臨機的ゲゼルシャフト結成が、戦争状態の慢性化につれて「多年生」となり、持続的—恒常的なゲゼルシャフト関係へと発展を遂げ、やがてはそうした対外的軍事力(—組織)が対内的にも「強制装置」として再編成され、司法—行政機能も「篡奪」し、「適法性 Rechtsmässigkeit, Legitimität」も取得して、「正当的」暴力行使を独占する(近代) 国家アンシュタルト にいたる、という方向性が、「政治」領域における「ゲゼルシャフト関係」の「合理化」として素描され、予示されている。しかもそのさい、ヴェーバーは、②そうしたゲゼルシャフト関係の直線的な延長線上ではなく、むしろそれには逆行する、その「瓦解」の所産として、「市場」の生成を語り、さらに、その市場に関与する行為(市場における「交換 Austausch」そのものではなく、交換をめざし、交換にいたる合理的な「駆け引き Feilschen」)を、なんと「ゲマインシャフト行為」として、捉えているのである。

この一節は、ヴェーバーによる用語法的首尾一貫性を裏付ける。すなわち、もつとも原生的な「戦争行・狩猟行」でも、いかに単純であれ、少なくとも決起者間の「兄弟盟約 Verbrüderung」、指揮者の推戴、戦利品の分配などにかんする協定・制定律をともなうかざりて、上記の定義にしたがえば、あくまで「ゲゼルシャフト結成」である。それにたいして、

<sup>35</sup> WL: 451-52, 海老原・中野訳: 73-74.

なるほど、「市場」における個々の「交換」は、物財の引き渡し・取戻禁止・第三者による（引き渡し結果の）尊重・取得者による自由処分といった協定ないし制定律に準拠する「ゲゼルシャフト行為」であって、ここからは、「物財本位 sachlich」で関与者の「人柄の如何を問わない unpersönlich」（テンニエスのいう意味における）「利益社会関係」が普及し、拡大していくであろうが、（そうした「交換」の集約点としての）「市場」における関与者の「駆け引き」は、（たとえば古インドの「ジャジマーニー（固定顧客）制のように）制定律によって規制される「ゲゼルシャフト関係」ではなく、むしろそうした制定律の「瓦解」から発生し、第三者（潜在的交換志望者）の行為への予想も含め、準拠すべき制定律はなしに、もっぱら関与者個々人の計算と思惑にしたがって交わされるかぎり、「ゲマインシャフト行為」であって「ゲゼルシャフト行為」ではない。そして、そうした市場利害関係者が定住する範囲（「局地的市場圏」）は、あたかもそこには、顧客関係を規律する制定律があり、それに則って需給の均衡が保たれていくかのように、関与者の行為総体が経過する（その意味において「諒解ゲマインシャフト」をなす）としても、そうした制定律は欠くかぎり、「市場ゲマインシャフト」ではあっても「市場ゲゼルシャフト」ではない<sup>36</sup>。

それでは、「範疇論文」（1913）の基礎範疇を普遍史に適用している（と筆者は見る）『経済と社会』「旧稿」（1910-14年「戦前草稿」）の用語法は、どうか<sup>37</sup>。「旧稿」Ⅱ「社会」篇—5「政治」章中の、（第一次編纂者によって、ここは適切にも）「政治的ゲゼルシャフト関係の発展階梯」と題された節には、こうある。「……好戦的な強者が選出され、個々人間の兄弟盟約という形式でゲゼルシャフト結成 Vergesellschaftung がなされ、自己責任で掠奪行に赴く……というのが、合理的国家が成立する以前の経済の全階梯で、定住民のなかから（外部に向けて）戦争が企てられるさいの定型的形式であった。……この階梯が乗り越えられるのは、そうした臨機的ゲゼルシャフト結成が、持続的形象 Dauergebilde になるときである。この形象は、職業として戦闘能力を育成し、戦争を遂行し、そうすることによって包括的な服従要求を貫徹できる強制装置 Zwangsapparat に発展を遂げる。……多様な形態をとって全世界に普及している メシナーハウス Männerhaus は、戦士たちのそうしたゲゼルシャフト関係のひとつである。それはちょうど、宗教の領域における職業的修行者のゲゼルシャフト関係（僧院・修道院）に照応する。……[そのように] 地域ゲマインシャフトの日常的秩序のかたわらに、それを超えて存立していた戦士の自由なゲゼルシャフト関係が、地域ゲマインシャフトにいわば再編入され、そのなかで、秩序づけられた持続的団体となり、そうすることによって政治団体が創り出されるときに初めて、この政治団体が、実力行使にかんする

<sup>36</sup> 第二次編纂者のヴィンケルマンは、この「市場ゲマインシャフト」という概念が理解し難かったのか、読者には理解し難いと見たのか、かれが全面的に依拠した「1914年構成表」では原著者が「市場ゲマインシャフト関係 Marktvergemeinschaftung」と明記している節の見出しを、かれの編纂した第五版では、「市場ゲゼルシャフト関係」に変更している。

<sup>37</sup> 「旧稿」における「諒解」範疇の重要性を説き、「ゲマインシャフトの重層性」という視点を打ち出したのは、松井克浩である（『ヴェーバー社会理論のダイナミクス——「諒解」概念による「経済と社会」の再検討』2007、未来社、参照）。

特別の正当性を取得する。……そうした発展の動因は、臨機的掠奪行や慢性的戦士団に加わる男たちの所属していた地域ゲマインシャフトが、自由な戦士ゲゼルシャフトをその統制下に置き、掠奪の被害者からの（掠奪行への非関与者も巻き添えにする）報復を防止しようとするところにある。地域ゲマインシャフトの勢力が、戦士ゲゼルシャフトに優越する条件は、①平和の永続による戦士ゲゼルシャフトの衰退か、それとも、②地域ゲマインシャフトのほう、その秩序を自律的に制定するか、他律的に授与されるかして、包括的な政治的ゲゼルシャフト関係に発展することにある」<sup>38</sup>。

このように、「旧稿」Ⅱ「社会」篇－5「政治」章では、「範疇論文」の基礎範疇が、定義どおりに適用されているばかりか、軍事的・政治的ゲゼルシャフト関係の発展階梯が、「範疇論文」における素描の域を越えて敷衍され、宗教領域における並行例も参照され、発展の動因や条件も索出されている。

しかも、こうした適用、展開は、もとより、Ⅱ「社会」篇－5「政治」章にかぎられてはいない。別稿<sup>39</sup>で、テキストからの引用も交えて詳述したとおり、「旧稿」全篇に分散している「ゲマインデ」論は、「ゲゼルシャフト結成・関係に媒介された近隣ゲマインシャフト *vergesellschaftete Nachbarschaftsgemeinschaften*」という一般概念（「類概念 *Gattungsbegriff*」）を共有し、これによってその歴史的分枝が（それぞれ「類的理念型 *gattungsmässige Idealtypen*」として）把握され、位置づけられている。したがって、そうした「類－類型」の体系的統合関係は、「範疇論文」における「ゲゼルシャフトの上位概念としてのゲマインシャフト」という基礎範疇を道標として初めて、精確に読解されよう。そのほか、Ⅱ「社会」篇－1「家、近隣、氏族、経営とオイコス」章中の「経営とオイコス」節における「(西洋中世北イタリア諸都市の) 家ゲマインシャフトへの計算合理性・ゲゼルシャフト関係の侵入による『経営』の『胚胎』と、『家計』との（空間上のみでなく）法的な分離による『分娩』」という論点についても、まったく同様である。

このように見てくると、ヴェーバーの「社会学上の主著」とされる『経済と社会』（旧稿）の本文は、「ゲマインシャフトからゲゼルシャフトへ（の『近代化』）」というような進化図式を提示してはいない。それはむしろ、それ自体の基礎範疇に即して読めば、①「ゲマインシャフト関係」のなかに「ゲゼルシャフト関係」が生まれ、生み落とされるとしても、後者が前者から屹立して発展を遂げようとする都度、「ゲマインシャフト関係」のなかにいわば「埋め戻される」という定常的関係を背景に、②西洋中世から近世への特異な諸条件のもと、「市場」利害関係者と（互いに戦争し戦争準備を整えて緊張－対峙する）「国家アンシュタルト」との提携が成り、これが「ゲマインシャフト関係」を「一点突破」して「近代経済秩序」と「近

<sup>38</sup> *Wirtschaft und Gesellschaft*, 1922, 5. rev. Aufl., Studienausg., 1972, J. C. B. Mohr Tübingen: 517-18, MWG, I / 22-1: 210-13.

<sup>39</sup> 拙稿「マックス・ヴェーバー『経済と社会』（旧稿）の基礎範疇と体系構成——『全集』版編纂をめぐる対シュルプター論争の総括」（本誌第32号、2011: 99-120）の「6.基礎範疇と『ゲマインデ』概念——『教団ゲマインデ』『村落ゲマインデ』『都市ゲマインデ』の統一的把握」参照。

代法—国家体制」の「ゲゼルシャフト関係」を「全面展開」し、③これがさらに「鋼鉄のように硬い殻」に凝固して、「埋め戻し」の可能性を絶ったかに見える、近代の非有機的発展の特異性を、浮き彫りにしている。しかし、こうした再読・再構成も、「旧稿」執筆一世紀後のヴェーバー研究の課題として、別稿に委ねられなければならない。

### むすび

顧みると、1968-69年の「全国学園闘争」では、学生が教員に「学問のあり方」を問い、これに答えて（院生・助手を含む）「専門的」研究者（の一部）が、「市民科学者」あるいは「職業科学者」として「使命としての科学」に目覚め、さまざまな住民—社会運動にもかかわり、そのなかから反原発への取り組みも生まれてきた。ところがいま、大学は無風状態に見える。こんどは教員が学生に、「学問のあり方」を問い、大学を「議論の場」にしていくことが、求められているのではあるまいか。（2012年5月14日記）